事　務　事　業　一　元　化　調　書

関市・武儀郡町村合併協議会

協議項目	２６－9．障害者福祉事業	協議細目	
調整方針	１　重度心身障害者医療費助成事業及び重度心身障害老人医療費助成事業については、合併時から関市の制度に統一するものとする。 ２　タクシー利用助成事業については、合併時から関市の制度に統一するものとし、武儀町の助成事業は合併時に廃止するものとする。 ３　重度心身障害児手当支給事業については、合併時から関市の制度を適用するものとする。 ４　入浴サービス事業については、合併時から関市の制度に統一するものとする。		
項目	参考資料		
	資料は、第９回合併協議会（１６年３月２９日）に提出済み。　（P６０～P６４）		